

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年2月5日	不動産番号	0116000279507
地区番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	練馬区北町五丁目			[余白]	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	可反餘 器例	原因及びその日付〔登記の日付〕	
72番5	畑	⑩	119:	[余白]	
[余白]	[余白]		79:	③72番5、72番12に分筆 〔昭和39年2月28日〕	
[余白]	[余白]		33:	③72番5、72番15に分筆 〔平成10年1月26日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和35年3月18日 第8323号	原因 昭和23年4月11日相続 所有者 練馬区北町五丁目19番10号 田 中 清 次 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日
2	所有権移転	平成19年6月28日 第28175号	原因 平成18年10月4日相続 所有者 練馬区北町八丁目10番15号 田 中 八 重 子

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (土地の表示)	調製	平成10年2月5日	不動産番号	0116000279508
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	練馬区北町五丁目			余白
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
72番6	宅地	64:49		余白
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記
			:	平成10年2月5日
余白	余白	48:23		③72番6、72番19に分筆〔平成29年3月14日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和35年3月18日 第8323号	原因 昭和23年4月11日相続 所有者 練馬区北町五丁目19番10号 田中清次 順位1番の登記を移記
2	田中清次持分一部移転	昭和39年5月26日 第21986号	原因 昭和39年5月13日売買 共有者 練馬区北町三丁目72番地 持分4分の1 松原徳雄 順位2番の登記を移記
3	松原徳雄持分全部移転	昭和39年12月17日 第55357号	原因 昭和39年12月10日売買 共有者 文京区三軒町1番地 持分4分の1 堀越房雄 順位4番の登記を移記
4	堀越房雄持分全部移転	昭和40年2月16日 第6101号	原因 昭和40年2月15日売買 共有者 栃木県今市市平ヶ崎118番地3 持分4分の1 坂本喜代治 順位6番の登記を移記
5	坂本喜代治持分全部移転	昭和41年5月25日 第25910号	原因 昭和40年12月29日相続 共有者 練馬区北町五丁目13番3号 持分4分の1 坂本良一 順位7番の登記を移記
6	田中清次持分一部移転	昭和47年2月9日 第6354号	原因 昭和47年1月28日売買 共有者 練馬区下石神井一丁目533番地 持分4分の1 下田敏衛 順位8番の登記を移記
7	下田敏衛持分一部移転	昭和47年4月3日 第17838号	原因 昭和47年4月3日売買 共有者 練馬区北町五丁目13番2号 持分8分の1 水口國江 順位9番の登記を移記
8	下田敏衛持分一部移転	昭和47年4月17日 第20496号	原因 昭和47年4月15日売買 共有者 練馬区北町五丁目13番3号 持分24分の16 相葉俊男 練馬区北町五丁目13番3号 24分の8 相葉悦子 順位10番の登記を移記
付記1号	8番所有権更正	昭和56年9月14日 第46510号	原因 錯誤 登記の目的 下田敏衛持分全部移転 相葉俊男持分 24分の2 相葉悦子持分 24分の1 順位10番付記2号の登記を移記
9	田中清次持分一部移転	昭和57年7月13日 第36984号	原因 昭和57年5月31日売買 共有者 北区西ヶ原三丁目1番12号 持分4分の1 株式会社丸十建業 順位11番の登記を移記
10	株式会社丸十建業持分全部移転	昭和58年1月28日 第3746号	原因 昭和58年1月28日売買 共有者 練馬区練馬一丁目8番2号

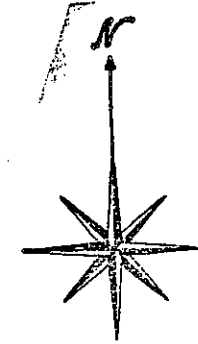
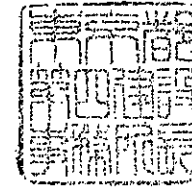
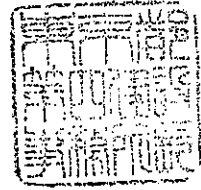
			持分4分の1 練馬ホーム株式会社 順位12番の登記を移記
11	練馬ホーム株式会社持分全部移転	昭和59年1月13日 第1204号	原因 昭和59年1月13日売買 共有者 練馬区北町五丁目13番3号 持分4分の1 窪田等 順位13番の登記を移記
12	窪田等持分全部移転	昭和61年9月1日 第50032号	原因 昭和61年8月23日売買 共有者 豊島区西池袋三丁目8番5号 持分4分の1 佐藤重雄 順位14番の登記を移記
付記1号	12番登記名義人住所更正	平成18年10月12日 第48094号	原因 錯誤 共有者 佐藤重雄の住所 練馬区北町五丁目13番3号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月5日
13	相葉俊男持分全部移転	平成11年8月2日 第37040号	原因 平成7年12月16日相続 共有者 練馬区北町五丁目13番3号 持分24分の2 相葉悦子
14	水口國江持分全部移転	平成12年3月6日 第9878号	原因 平成12年2月29日売買 共有者 練馬区北町五丁目7番9号 持分8分の1 株式会社城北企画
15	株式会社城北企画持分全部移転	平成14年9月27日 第45829号	原因 平成14年9月27日売買 共有者 練馬区氷川台一丁目11番20号 持分16分の1 宮川睦雄 練馬区氷川台一丁目11番20号 16分の1 宮川信明
16	宮川睦雄持分全部移転	平成25年9月12日 第40528号	原因 平成24年11月16日相続 共有者 東京都練馬区氷川台一丁目11番20号 持分16分の1 宮川信明
17	相葉悦子持分全部移転	平成29年4月13日 第15756号	原因 平成28年6月5日相続 共有者 東京都練馬区平和台二丁目15番13号漆原 マンション2-202 持分16分の1 沼野弘子 東京都練馬区北町五丁目13番3号 16分の1 相葉勝彦
18	相葉勝彦持分全部移転	令和1年12月12日 第51099号	原因 令和1年10月3日相続 共有者 東京都練馬区平和台二丁目15番13号漆原マンション2-202 持分16分の1 沼野弘子

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	相葉俊男、相葉悦子持分根抵当権設定	昭和59年6月29日 第31711号	原因 昭和59年6月28日設定 極度額 金500万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 練馬区平和台四丁目10番4号 株式会社教学舎 根抵当権者 北区豊島一丁目10番10号 王子信用金庫 (取扱店 平和台支店) 共同担保 目録②第8616号 順位13番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権変更	平成2年7月5日 第35050号	原因 平成2年6月15日変更 極度額 金1,500万円 順位13番付記1号の登記を移記
2	佐藤重雄持分抵当権設定	昭和61年9月1日 第50034号	原因 昭和61年9月1日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,100万円

			利息 年7・25% 年365日日割計算 損害金 年18・25% 年365日日割計算 連帯債務者 豊島区西池袋三丁目8番5号 佐藤重雄 豊島区西池袋三丁目8番5号 佐藤孝 抵当権者 豊島区東池袋一丁目12番5号 東京信用金庫 共同担保 目録第4726号 順位15番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月5日
3	1番根抵当権抹消	平成11年8月2日 第37041号	原因 平成11年7月30日解除
4	2番抵当権抹消	平成18年10月12日 第48097号	原因 平成18年9月1日解除

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

地番	72-5, 72-15	地積測量図
土地の所在	練馬区北町五丁目	



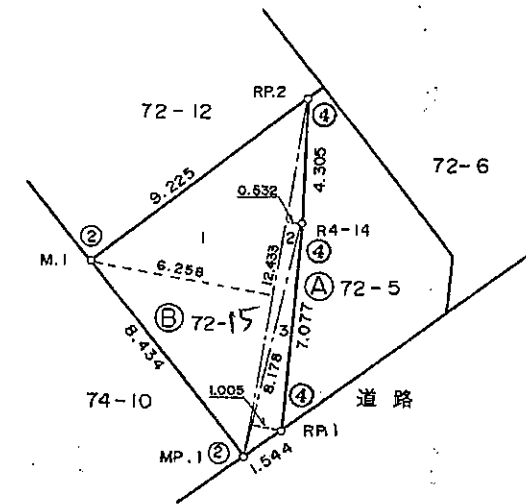
③

地番	72-15		
符号	底辺	高さ	倍面積
1	12.433	6.258	77.805714
2	12.433	0.532	6.614356
3	8.178	1.005	8.218890
合計			92.638960
合計面積			46.319480
地積			46.31 m ²

④

地番	72-5	
公簿	合計面積	残地
79.338842	46.319480	33.019362
地積		33.01 m ²

点名	X	Y	備考
M.1	662.164	537.351	民石
MP.1	655.410	542.403	民石
RP.1	656.286	543.675	プラスチック杭
R4-14	663.315	544.498	プラスチック杭
RP.2	667.610	544.798	プラスチック杭



355635

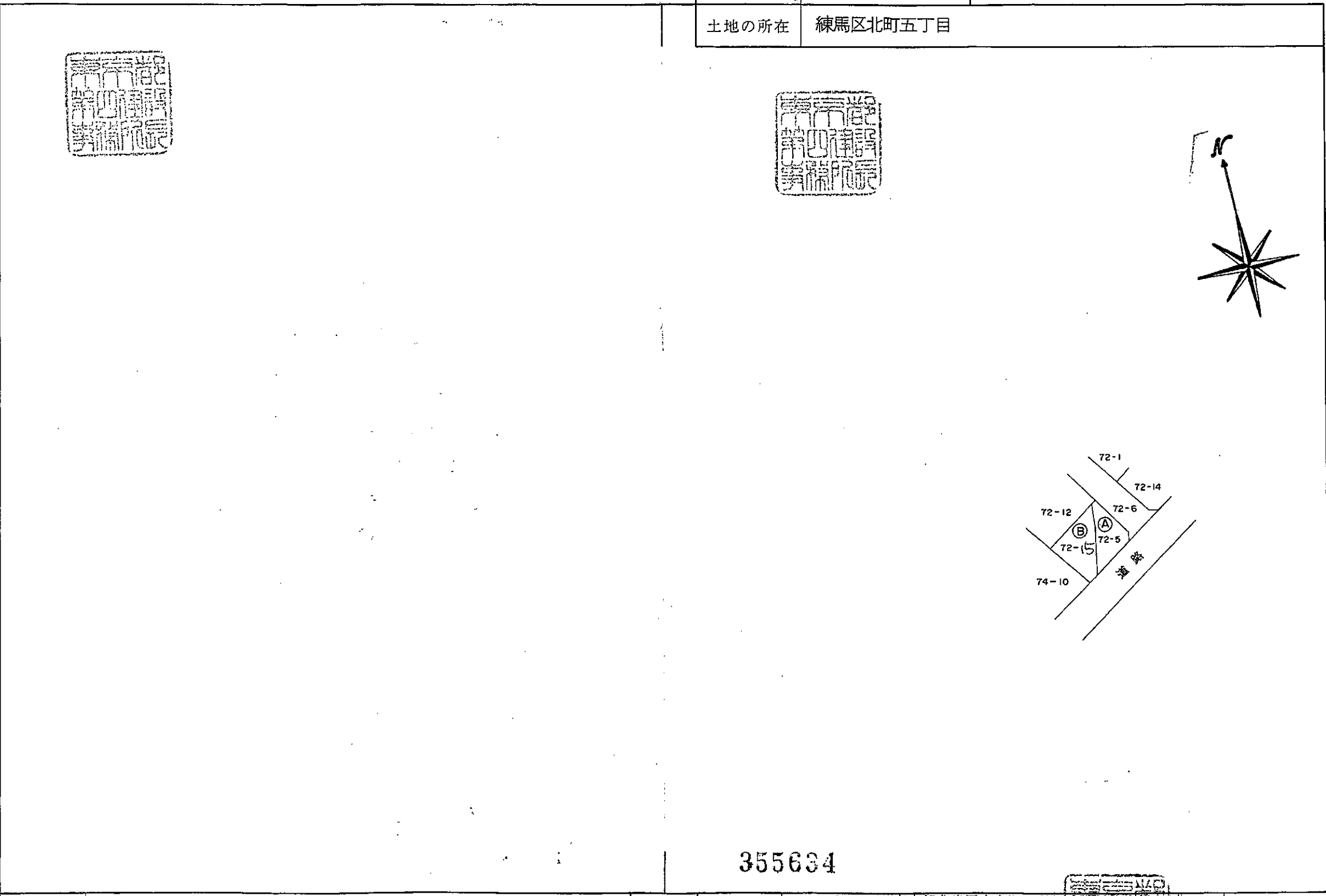
筆界	境界標の種類
①	石杭
②	コンクリート杭
③	金属標
④	プラスチック杭
⑤	キザミ

作製者 東京都第四建設事務所 工事第一課測量係 主事 菅井 太 (平成9年12月(0)日作製)

申請人 代位者 東京都豊島区南天塚2丁目36番2号 東京都第四建設事務所 正井敏嗣 縮尺 1/250

平成10年1月26日登記

地番	72-5, 72-15	土地所在図
土地の所在	練馬区北町五丁目	



作製者	東京都第四建設事務所 工事第一課測量係 主事 菅井	申請人	代位者 東京都豊島区南大塚2丁目36番2号 東京都第四建設事務所 正井 敏	縮尺	1/600
-----	------------------------------	-----	---	----	-------

平成10年1月26日登記

73-19
82-7
88-8
88-25
72-19
78-10
1318-12
1314-12
1334-15
1335-10
1335-3
1335-5
1335-8
1335-9
1319-9

ヲ
カ
ヨ
レ
ッ
ネ
ナ
ラ
ム
ク
ノ
キ